

青森県農業関係国庫交付金事業検討委員会設置要領

(趣旨)

第1 農業関係の施設整備等を内容とする別表に定める国庫交付金事業(以下「事業」という。)の効率的かつ適正な執行を確保するため、学識経験者等の第三者の意見を聴く機関として青森県農業関係国庫交付金事業検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2 検討委員会の検討事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業の実施方針及び実施計画に関すること
- (2) 事業の実施状況に関すること
- (3) 事業の成果についての評価に関すること
- (4) その他必要と認めること

(組織)

第3 検討委員会は、公平な立場にある学識経験者等の中から農林水産部長が委嘱した委員5名以内をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4 検討委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の中から互選する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5 検討委員会は、農林水産部長が招集する。

2 検討委員会は、議事案件について検討する。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務及び経理)

第6 検討委員会の庶務及び経理は農林水産政策課が行うこととする。

(雑則)

第7 この要領に定めのあるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要領は、平成18年4月26日から施行する。

附則

この要領は、平成19年6月26日から施行する。

附則

この要領は、平成21年7月13日から施行する。

附則

この要領は、平成22年8月12日から施行する。

附則

この要領は、平成24年6月 6日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月26日から施行する。

附則

この要領は、平成26年7月30日から施行する。

附則

この要領は、平成30年7月 6日から施行する。

附則

この要領は、令和 元年6月10日から施行する。

附則

この要領は、令和 2年7月 8日から施行する。

附則

この要領は、令和 3年7月27日から施行する。

(別表)

対象国庫交付金事業
消費・安全対策交付金（特別交付型交付金は除く）
強い農業・担い手づくり総合支援交付金
鳥獣被害防止総合対策交付金
産地生産基盤パワーアップ事業
農畜産物輸出拡大施設整備事業